

記入例

第35号様式（第14条関係）

減 免 申 請 書

申請日 ○年 ○月 ○日

目黒区長 宛て

納税義務者	現在の住所	目黒区上目黒○丁目○番○号
	1月1日の住所	目黒区上目黒○丁目○番○号
	氏 名	目黒 太郎
	電 話	○○-○○○○-○○○○

減免申請ができるのは、納期限が未到来の税額です。
また、納付済みの金額は対象となりません。

年 度	普通徴収《505-○○○○》	特別徴収《 △△-△△-△△ 》						
令和5	口座振替《有・ 無 》	特別徴収義務者名 △△株式会社						
申請 及 び 税 額 ・ 月	1期	6月	7月	8月	△円			
	2期	○○○○円	9月	△円	10月	△円	11月	△円
	3期	○○○○円	12月	△円	1月	△円	2月	△円
	4期	○○○○円	3月	△円	4月	△円	5月	△円

申請理由 1 生活保護 2 災害 ③ その他〔収入が激減したこと（生活が著しく困難）により、担税力が著しく減少したため。〕

添付書類（減免を必要とする理由を証明する書類等）

- ① 生活状況報告書
- 2 理由書
- 3 証明書
- 4 略図（道順）
- 5 診断書
- ⑥ その他〔月次試算表、給与明細等〕

- (注) 1 納期限を過ぎた期・月は申請対象外となります。
- 2 災害による減免は、合計所得10,000,000円以下で、かつ、損害の程度が3割以上の場合に限り申請対象となります。
- 3 減免とは、「納税義務の全部または一部を免除するもので」であり、納税義務の根拠である税額決定そのものが変わるものではありません。よって、その年度の住民税が全額免除となった場合でも、課税だったかたが非課税とはなりません。

(用紙規格 A4)

別記

第1号様式（第2条関係）（表）

生活状況報告書

申請者（氏名） 目黒 太郎

《税を納めることができなくなった経過及び現状》							
●この欄は、 <u>減免の可否を審査する際に重要な資料になります</u> ので、税を納めることができなくなった経過及び現状について、 <u>できるだけ具体的に、かつ、詳細に記入してください</u> 。							
●収入が激減し、生活が著しく困難な方は、「収入状況チェックシート1枚目～4枚目」に記入してください。							
●災害による減免の場合、被災の詳細については「被災状況報告書」に記入してください。							
【昨年の状況及び現在の状況を具体的に記載】							
例) 3月に会社を退職し、定食屋を始めましたが、新型コロナウイルスの影響により営業時間を短縮しました。4月中旬から休業し、6月から再開しましたが客足が戻りません。ランチの弁当販売を試みるなど工夫をしていますが、収入が見込みの半減以下となっており、今後も厳しい状況が続く見通しです。							
生活が困窮し、住民税を納付するのが困難な状況である為、住民税の減免を希望します。							
住宅状況		該当するものを選び必要事項をご記入ください。			自己所有 ・ 賃貸（家賃 円）		
家族構成（氏名）	続柄	年齢	職業	勤務先	定期収入	臨時収入	摘要
目黒 太郎	本人	30	自営業	〇〇・㈱△△			
花子	妻	30	無職				
一郎	子	0					

《災害による郵便物の取扱い》

災害に係る緊急の事情により書類が住民登録地に郵送できない場合はこちらにご記入ください。減免可否決定通知書など減免に関する書類をご記載いただいた住所に郵送します。

(〒 -)

なお、住民税に関する書類全ての送付先の設定をご希望の場合は、別途「送付先変更届」をご提出いただく必要がありますので、担当者までご連絡ください。

(裏)

私は、下記の宣誓・同意事項を了承の上、住民税の減免申請を行います。

○年 ○月 ○日

氏 名 目黒 太郎

目黒区長宛て

減免申請に当たっての宣誓・同意事項

- (1) 減免決定があった翌年度以降に、確定申告書等により令和5年の1月1日から12月31日までの所得が減免基準額を超えていたことが判明した場合には、減免を取り消され、減免により免れた住民税を一括で納付すること。
- (2) 減免決定後に、令和5年の1月1日から12月31日までの期間における所得が減免基準額を超えることとなった場合には減免決定を取り消すので連絡すること。
- (3) 申請書類及び証拠書類等の内容が虚偽ではないこと。
- (4) 減免決定後に、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたことが判明した場合には、減免が取り消され、減免により免れた住民税を直ちに納付すること。
- (5) 収入の見込みについては、申請日時点までの状況等から合理的に見込まれる内容であること。
- (6) 減免に関して目黒区職員が行う関係書類等の提出依頼、事情聴取その他申請内容に関する調査に誠実に応じること。
- (7) 本減免申請に当たり必要となる証明書類の取得に係る手数料等については、申請者において負担すること。
- (8) 減免申請をした場合であっても、その審査期間中に地方税法に基づき目黒区から督促状が送付される場合があること。

以 上